



大館市公告第 57 号

公 告

令和 7 年 12 月 18 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を森林經營管理法第 8 条の規定により取り消したため、同法第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 12 月 24 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	備考
集 R4-20	大館市早口字堤の岱 157 番	25/15-1	山林	0.24	
	大館市早口字貝倉岱 56 番 1	26/134	山林	0.03	
	大館市早口字貝倉岱 58 番 1	26/135	山林	0.06	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

所有者と本市との合意により